

特記仕様書

工事番号	26-A86D
工事名	平成26年度 道の駅「京丹波 味夢の里」給水管布設工事
工事場所	船井郡京丹波町 曾根 地内
工期	契約日又は契約日の翌日から平成26年12月26日まで

- 第1条 本工事の施工にあたっては、「土木工事共通仕様書（案）（平成22年4月）」（以下「共通仕様書」という。）、「土木構造物標準設計」（建設省）及び「土木工事標準設計図集」（近畿地方建設局）によるものとする。
- 2 本工事は、工事請負契約書における設計変更ガイドライン（案）（平成23年3月）によるものとする。
- 3 本特記仕様書及び共通仕様書中「請負者」とあるのは「受注者」と読み替えるものとする。

第2条 共通仕様書に対する特記事項は、次のとおりとする。

第1章 総則

1-1 標示板の設置

受注者は、工事の施工にあたって、工事現場の公衆が見やすい場所に、工事内容、工事期間、工事種別、発注者、施工者等を記載した標示板を設置しなければならない。

記載項目のうち「工事内容」、「工事種別」については、以下によるものとする。

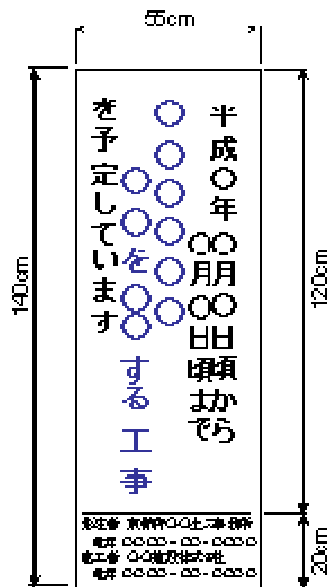
工事内容	水道管の新設をおこなっています。
工事種別	水道工事

「標示板の記載例」



設置位置	・工事区間の起終点に設置する。 ・車線規制を行う場合には、規制区間の起終点にも設置する。 ・ドライバー等の視認性を考慮した箇所に行行者等の支障にならないように設置する。
設置期間	・路上工事開始から路上工事終了までの間設置する。
規格・色彩等	・「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文、「〇〇工事」等の工事種別は、青地に白抜き文字とする。 ・「〇〇をしています」等の工事内容、工事期間は、青色文字とする。 ・工事種別、工事内容については、別表2を参考に記載する。 ・その他の文字及び線は、白地に黒色とする。 ・線の余白は2cm、線幅の太さは1cm、区画線の太さは0.5cmとする。 ・道路に設置する場合は必要に応じ高輝度反射式または同等品以上のものとする。 ・道路に設置する場合は必要に応じ外枠に緩衝材（ソフトカバー）を付けること。

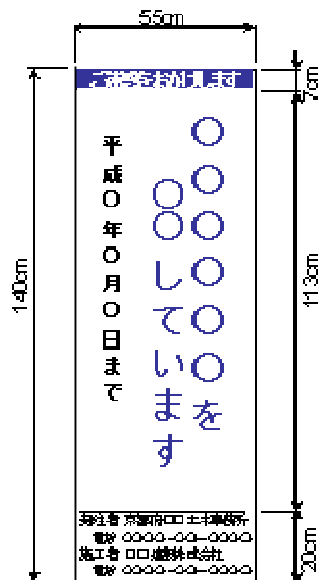
[工事情報看板]



[工事情報看板]

設置期間	・路上工事を開始する1週間以上前から路上工事を開始するまでの間設置する。
設置位置	・予定されている路上工事に関する工事情報を歩行者、沿道住民へ提供するため、歩道に設置する。 ・ドライバーから看板内容が見えないよう、歩道側に向けて設置する。
規格色彩等	・色彩は、「平成○年○月○日頃から」、「○○○を○ ○する工事を予定しています」等の工事内容については 青色文字とする。 ・工事内容については、別添を参考に記載する。 ・その他の文字及び線は、白地に黒色とする。 ・道路上に設置する場合は必要に応じ外枠に緩衝材（ソ フトカバー）を付けること。
摘要	・1日で完了する軽易な工事、歩道のない箇所について は設置しない。 ・設置の要否は沿道環境を考慮し個別に判断。 ・工事開始時に速やかに撤去すること。

[工事説明看板]



[工事説明看板]

設置期間	・路上工事開始から路上工事完了までの間設置する。
設置位置	・実施されている路上工事に関する工事情報を歩行者、沿道住民へ提供するため、工事情報看板に代えて歩道に設置する。 ・ドライバーから看板内容が見えないよう、歩道側に向けて設置する。
規格色彩等	・色彩は、「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文について は、青地に白抜き文字とする。 ・「○○○を○○しています」等の工事内容について は、青色文字とする。 ・工事内容については、別添を参考に記載する。 ・その他の文字及び線は、白地に黒色とする。 ・道路上に設置する場合は必要に応じ外枠に緩衝材（ソ フトカバー）を付けること。
摘要	・1日で完了する軽易な工事、歩道のない箇所について は設置しない。 ・設置の要否は沿道環境を考慮し個別に判断。

第2章 工事の着手

2-1 府道桧山須知線道路敷内の工事着手

道路管理者と占用について調整中であり、完了後は監督職員より指示する。

よって、監督職員の指示があるまでは工事着工を行ってはならない。

なお、完了予定期日の変更及び設計調整により工事内容に変更が生じた場合は設計変更の対象とする。

第3章 受注者相互の協力

3-1 関連工事の調整

道の駅「京丹波 味夢の里」は、平成26年度内に完成予定の丹波綾部道路と合せてオープンを予定する施設である。よって、他工事の受注者と連絡調整を密にして、工程調整等を図り完成させること。

1 既発注工事との連携・調整

(1) 丹波PA（仮称）盛土工事他との調整

本工事箇所は、国土交通省において敷地造成工事が施工される予定である。給水管布設工等は造成後に施工することになるため、着手時期等については相互連絡を密にし、施工箇所を調整するなどして進捗を図ること。なお、アプローチ道路を含め敷地全体の造成工事完了は平成26年10月末を予定している。

また、本工事箇所に隣接して、国土交通省から丹波PA（仮称）盛土工事他3件及び京都府道路公社からPA休憩施設建築工事他3件が発注されているので、同様に工程調整等について相互連絡調整を密にして行うこと。

(2) 府道桧山須知線工事との調整

京都府が府道桧山須知線の交差点改良工事を発注する予定であり、府道敷内に布設する管渠等は、工程調整を図り、効率的な施工を行うこと。なお、府道工事は、平成26年11月に着手予定である。

(3) 道の駅「京丹波 味夢の里」整備工事及び京丹波町地域振興拠点施設 設計建設工事との調整

本工事箇所に一部重複・隣接して、本町が施設整備工事及び施設建築工事を別途発注済のため、施工に際しては、工程調整等について相互連絡調整を密にして行うこと。

2 今後発注工事との連携・調整

(1) 本工事箇所に一部重複・隣接して、町道古墳公園線舗装工事、調整池整備工事等を本町が発注する予定のため、施工に当たっては受注者の相互連絡調整を密に行うこと。

第4章 工事現場発生品

4-1 特定建設資材の分別解体

本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（（平成12年法律第104号）。以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「7解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

1 分別解体等の方法

	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
工 程 ご と の 作 業	①仮設	仮設工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用

内容及び解体方法	④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	☐ 手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有 ■無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 (舗装工)	その他の工事 ■有 □無	☐ 手作業 ■手作業・機械作業の併用

2 再資源化等をする施設の名称及び所在地

下表の受入施設は、積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。

なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

受入施設		指定副産物	受入時間及び受入休止日	距離
会社名	処理場所在地			
(株)フォース 南丹サイクルセンター	南丹市日吉町 志和賀	アスファルト塊	受入時間：8時～17時00分	4.5km

4-2 建設発生土の搬出

1 建設発生土については、場内処分とする。

(1) 受入条件

指定処分の受入条件は、次のとおりとする。

建設発生土	受入場所	受入不適なもの	受入期間及び受入時間	土質条件	その他の受入条件	距離
建設発生土	場内	粘性土30cm以上の岩ガレキの類土砂以外の廃棄物		レキ質土 砂質土等		0.3km

第5章 監督職員による検査（確認を含む）及び立会等

5-1 段階確認

受注者は、共通仕様書に定めるもののほか、下表の工種及び監督職員の指示した工種の施工段階において、段階確認を受けなければならない。この際、受注者は工種、細別、確認の予定時期、測定結果等を監督職員に書面により報告しなければならない。

ただし、段階確認の実施時期及び実施箇所は監督職員が定めるものとする。

種別	細別	施工段階（確認時期）
土工		土（岩）質の変化したとき
給水管布設工		配管完了時

給水管布設工		通水試験
--------	--	------

第6章 材料及び施工

6-1 再生材の利用について

本工事については、下表のとおり再生資材を使用する。

ただし、再生材製造工場の都合等により下表の再生資材の使用が困難な場合については、監督職員と協議の上、新材とするものとし、設計変更の対象とする。

資材名	規格	用途	備 考
再生クラッシャーラン	RC-40	路盤	
	RC-40	構造物の基礎	
	RC-40	コンクリートブロック張（積）・石張（積）の天端工及び側面・裏込材	
再生粒度調整碎石	RM-30	路盤	
再生加熱アスファルト安定処理混合物	アスファルト安定処理	路盤	
再生加熱アスファルト混合物	粗粒度アスコン	基層	
	密粒度アスコン	表層	
	細粒度アスコン	表層	
改質再生アスファルト混合物	粗粒度アスコン	中間層	
	密粒度アスコン	表層	

なお、再生資材を使用する場合は、以下により品質管理が適正であるか確認の上使用するものとする。

- 1 上表再生資材を路盤材又は舗装材として使用する場合は「舗装再生便覧」によるものとする。
- 2 再生クラッシャーランを基礎材として使用する場合は「舗装再生便覧」及び「コンクリート副産物の再利用に関する用途別暫定品質基準（案）」によるものとし、構造物の立地条件等を考慮して適正な品質のものを使用するものとする。

なお、河川に関わる工事（低水護岸等の水際工作物）のコンクリートブロック張（積）、石張（積）の基礎材として使用する場合は、アスファルト塊の混入したものを使用してはならない。

- 3 再生クラッシャーラン（RC-40）を河川に関わる工事（低水護岸等の水際工作物）のコンクリートブロック張（積）・石張（積）の天端工及び側面・裏込材に使用する場合は、アスファルト塊は不可とし、かつ、すりへり減量が50%以下の品質のものを使用する。
- 4 再生骨材は、木屑、紙、プラスチック、レンガ等混入物を有害量含んではならない。

6-2 品質証明書等

受注者は、工事に使用する材料のうち下表の材料及び監督職員の指示した材料の使用に当たっては、その外観、品質証明書等を照合して確認した資料を事前に監督職員に提出し、確認を受けなければならない。

区 分	確認材料名	適 用
給水管布設工	HPPE等配管材料1式、仕切弁室、 消火栓ボックス、消火栓標識等の使用材料1式	

6-3 区画線工

溶融式区画線の「かし担保」期間は18ヶ月とする。

ただし、「かし担保」期間内で、タイヤチェーン等に依る損傷が明らかな場合は、この限りではない。

6-4 流用土の利用

本工事に使用する盛土材については、本工事の掘削土を流用して使用する。

ただし、やむを得ない事情等により流用土によりがたい場合は設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

土量の確認方法については、監督職員と協議するものとする。

6-5 セメントコンクリート製品

本工事に使用するセメントコンクリート製品は、共通仕様書及び「コンクリート二次製品標準図集(案)〔側溝・水路編〕」(H12.3月近畿地建) (以下、「標準図集(案)」という。) によるものとし、使用に当たっては、品質証明書等を照合して確認した資料を事前に監督職員に提出し、確認を受けなければならない。

なお、「標準図集(案)」に示す構造規格(案)を満足する側溝等の使用に当たっては、監督職員の承諾を得て使用することができるものとし、それに係る請負代金の変更は行わないものとする。

ただし、設計図書等は設計変更の対象とする。

――解説――

「標準図集(案)」に示す構造規格を満足する側溝等とは、「標準図集(案)」に示す構造規格(案)で記載されている載荷条件・許容応力度の照査を満足した側溝等の製品をいい、「標準図集(案)」で規定している寸法規格に限定したものではない。

※参考

近畿管内における「標準図集(案)」の構造規格を満足した側溝等の製品を収録したものとして、「コンクリート二次製品市場製品図集(側溝・水路編)」(H12.3月 製造者5団体代表経営調査委員会編集)がある。

第7章 施工管理

7-1 品質管理試験

本工事の施工に伴い実施する品質管理試験は、品質管理基準に記載される「必須」項目を実施し、「その他」の項目については、監督職員の指示により実施するものとする。

第8章 工事中の安全確保

8-1 近接施工

- 1 本工事区間に隣接して下表のとおりNTTの電気通信施設(地下埋設物等)があるため、工事施工に際しては、監督職員の承諾を得た後に、関係官署と現地立会の上、当該施設の位置、高さ、施設の状態等を確認し、保安対策について十分打合せを行い、支障を及ぼさないようにすること。保安対策の打合せを行った時は、「立会打合せ調書」に立会者の押印を求め、当該調書の写しを監督職員に提出するものとする。

なお、打合せの結果、保安対策及び工法の変更が生じた場合は監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

- 2 受注者の責により、当該施設に支障を及ぼした場合は、速やかに監督職員に報告するとともに、関係機関に連絡し、応急処置をとり、受注者の負担によりこれを補修しなければならない。

近接施設	管理者	設置場所	立会	移転申請状況
NTTケーブル	NTT	桧山須知線に埋設	要	無

8-2 安全に関する研修・訓練等の実施

受注者は、土木工事共通仕様書(案)の1-1-34「工事中の安全確保」の10から12に規定する研修・訓練等において、下請企業及び労働者へのしわ寄せの防止を図る観点から、以下の内容の研修を1回以上実施しなければならない。

- (1) 建設工事の請負契約に関すること

(2) 労働関係法令に関すること

<研修の参考とする図書等の例>

- ・工事請負契約書（第54条）（※除草等委託契約書（第25条））
- ・建設業法遵守ガイドライン（平成20年9月 国土交通省）
- ・建設産業における生産システム合理化指針（平成3年2月 建設省）
- ・新しい建設業法遵守の手引（（財）建設業適正取引推進機構）

第9章 環境対策

9-1 環境等の保全

- 1 工事車両や建設機械のアイドリングストップを励行すること。
- 2 原則として省エネルギー、省資源に配慮した建設資材や建設機械等を使用すること。
建設資材：「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律（グリーン購入法）」に規定されている環境ラベル「エコマーク」付の建設資材等
建設機械：「エネルギーの合理化に関する法律（省エネ法）」に規定されている「エネルギー消費効率に優れたガソリン貨物自動車」等

第10章 交通安全管理

10-1 安全施設類

- 1 標識類、防護柵等の安全施設類については、現場条件に応じて設置する他、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行い実施するものとする。
なお、打合せの結果又は条件変更等に伴い、道路保安施設設置基準（案）以上の保安施設類が必要な場合は設計図書に関して監督職員と協議するものとし設計変更の対象とする。
- 2 交通誘導員については、下表のとおり計上しているが道路管理者、所轄警察署等と打ち合わせの結果又は、条件変更に伴い員数等に増減が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議の上設計変更の対象とする。

配置場所	交通誘導員
府道桧山須知線	6名／日
合 計	6名

10-2 工事用道路

材料の運搬経路は、丹波PA（仮称）の工事用道路を使用するものとする。また、現場への資機材の搬入出経路は国道9号須知交差点を原則とする。

第11章 その他

11-1 準備費について

準備及び後片付け、調査・測量、丁張り等、伐開（支障立木の伐木を含む）、除根、除草、整地、段切り、すり付け等の作業は、共通仮設費の率計算に含まれる。

11-2 地元対策について

コンクリート打設等に伴うミキサー車及び残土処分等のダンプトラック等の工事関係車両の出入りについて、工事関係車両が走行する時には、地元車両を優先し、砂埃を立てないようにするとともに、騒音・振動を出さないよう徐行し、交通事故を発生させないこと。

また、土砂等で、路面が汚れたときには、直ぐに路面清掃を行うこと。

空缶・吸い殻等を捨てるゴミ箱を設置し施工現場周辺にごみ等捨てないこと。

11-3 工事書類の簡素化

- 1 別添「土木工事書類一覧表」に基づき実施するものとする。また、工事打合簿（指示、協議、承諾、施工計画書の提出は除く）、段階確認書、確認・立会書、夜間・休日作業届けの書類を提出については、電子

メールにて提出できるものとする。

- 2 これらに定められていない場合は、監督職員と協議するものとする。

別添「土木工事書類一覧表」

土木工事書類一覧表

分 類	提 出 書 類	根拠法令等	発注者 へ 提出	完成検査			様式	備 考
				提示	提出	電子納品		
① 契約関係	当初	契約書	○					
		発注図面				○		
		特記仕様書				○		
		工事数量総括表				○		
		建退共掛金収納書	共通仕様書1-1-49	○				提出出来ない事情がある場合は理由を書面で提出する。
		現場代理人等通知書	契約書第10条1項	○			○	
		請負代金内訳書	契約書第3条1項	○			○	
		工事工程表	契約書第3条1項	○			○	
		前払金請求書	契約書第34条1項	○			○	
		工事着手届		○			○	
	完成検査 及び引渡し	工事完成届	契約書第31条1項	○			○	
		工事的物引渡書	契約書第31条4項	○			○	
		請求書	契約書第32条1項	○			○	
	部分引渡し	(指定部分に係る)工事完成届	契約書第38条1項	○			○	
		(指定部分に係る)工事的物引渡書	契約書第38条1項	○			○	
		(部分引渡しに係る)請求書	契約書第38条1項	○			○	
	部分払い 検査	工事出来高届	契約書第37条2項	○			○	
		工事出来高内訳書	契約書第37条2項 共通仕様書1-1-28	○			○	
		出来高図、数量計算書	契約書第37条2項 共通仕様書1-1-28	○				
		請求書	契約書第37条5項	○			○	
	修繕関係書類	補修(改造)命令書	契約書第31条6項				○	
		補修(改造)工事完成届	契約書第31条6項	○			○	
	その他	部分使用承諾願(書)	契約書第33条1項				○	部分使用がある場合に提出する。
		工事延期願	契約書第18条～22条	○				工期延期が発生する場合に提出する。
② 工事着手前	工事カルテ受領書(CORINS)	共通仕様書1-1-7	○		○			
	施工計画書	共通仕様書1-1-6	○		○	○		軽微な場合の変更施工計画書は提出不要。(工期や数量だけの変更等の場合)
	施工体制台帳	共通仕様書1-1-16	○		○	○		請負額3000万円以上(土木)の場合に提出する。
	施工体系図	共通仕様書1-1-16	○		○	○		
	設計図書の照査確認資料	共通仕様書1-1-3	○		○	○		契約書18条第1項1～5号に該当する事実が有る無しに関わらず、監督職員に提出する。(契約書第18条第1項の範囲を超えないこと。)
	工事測量成果表(仮BM及び多角点の設置)	共通仕様書1-1-45	○		○	○		仮BM及び多角点の設置に関する測量結果は監督職員に提出する。
	工事測量結果(設計図書との照合)		○		○	○		設計図書との照合結果を監督職員に提出する。
③ 工事中	工事打合簿(指示)				○	○	○	原本は発注者が保管。
	工事打合簿(協議、承諾)		○		○	○	○	ただし、紙のみの資料は無理な電子化を行わない。
	工事打合簿(提出、報告、通知、届出)		◎(メール)		○	○	○	ただし、紙のみの資料は無理な電子化を行わない。施工計画書の提出を除く
	再生資源利用促進計画書 再生資源利用促進計画書(実施書) (建設副産物を搬入、搬出する場合)	共通仕様書1-1-24	○		○	○	○	計画書は、施工計画書に含め提出する。(該当する再生資源がある場合)
	建設発生土処理計画書 建設発生土処理報告書	共通仕様書1-1-24	○		○	○	○	自由処分の場合に提出する。計画書は、施工計画書に含め提出する。
	保管用地届出書	共通仕様書1-1-24			○		○	自ら産業廃棄物を保存する場合に該当する。
	運搬指示票	共通仕様書1-1-24			○		○	自ら産業廃棄物を保存する場合に該当する。
	処理委託契約書の写し	共通仕様書1-1-24	○		○			再生資源利用促進実施書と併せて提出する。
	産業廃棄物管理表 (マニフェスト)	共通仕様書1-1-24		○				産業廃棄物がある場合に検査時に提示する。提出は不要。
	運搬管理表	共通仕様書1-1-40 5指第294号	○		○	○		
	関係官公庁協議資料	共通仕様書1-1-43	○		○	○		関係官公庁と協議が必要な場合に届出後の書類を提出する。(届出前の事前資料は提出不要)
	近隣協議資料	共通仕様書1-1-43	○		○	○		近隣との協議が必要な場合に発注者にその都度報告する。工事打合簿の活用による。
	材料確認簿		◎(メール)		○	○	○	メール活用のため様式の追加
	材料品質証明資料(材料承諾願)	共通仕様書2-1	○		○	○		紙データの電子化は不要。
	段階確認書	共通仕様書1-1-25	◎(メール)		○	○	○	契約図書で規定された場合のみ対象。 監督員が確認していれば段階確認書に添付する資料を新たに作成する必要はない。(請負者が作成する出来形管理資料に、確認した実測値を手書きで記入する) メール活用のため様式の追加
	確認・立会書	共通仕様書1-1-25	◎(メール)		○	○	○	メール活用のため様式の追加
	休日・夜間作業届	共通仕様書1-1-44	◎(メール)		○	○	○	メール等で受発注者双方が事前に把握していれば不要。
	工事履行報告書	契約書第11条	○		○	○	○	月報報告。ただし、電子納品でない場合は紙による提出。

土木工事書類一覧表

分 類	提 出 書 類	根拠法令等	発注者 へ 提出	完成検査			様式	備 考
				提示	提出	電子納品		
④安全管理	安全訓練報告書	共通仕様書1-1-34	○		○	○	○	実施計画は、施工計画書に記述する。報告書様式の追加
	安全訓練実施資料			○				
	工事事故報告書	共通仕様書1-1-37	○				○	速報は、口頭で連絡する。
	災害防止協議会活動記録			○				
	店社ハットロール実施記録	土木工事安全施工技術指針・労働安全衛生法第28条の2他		○				
	安全巡視、TBM、KY実施記録			○				
	新規入場者教育実施記録			○				
	使用機械、車両等点検記録	建設機械施工安全技術指針		○				
⑤施工管理	工程管理	実施工程表	共通仕様書1-1-31	○		○	○	ただし、電子納品でない場合は紙による提出。
	出来形管理	出来形成果表	共通仕様書1-1-26	○		○		出来形測量を基に出来形数量を算出し、設計値と実測値を対比する。
		出来形図	共通仕様書1-1-26	○		○		
		出来形管理図表	共通仕様書1-1-26、27	○		○		測定数が10点未満の場合は作成不要。
		出来形管理図(工程能力図)	共通仕様書1-1-26、27					監督・検査において使用することが無いため不要。
		ヒストグラム(出来形)	共通仕様書1-1-26、27					監督・検査において使用することが無いため不要。
	品質管理	各種試験データ資料	共通仕様書1-1-26、27	○		○		
		品質管理図表	共通仕様書1-1-26、27	○		○		測定数が10点未満の場合は作成不要。
		品質管理図(工程能力図)	共通仕様書1-1-26、27					品質管理図表に含まれるため削除。
		ヒストグラム(品質)	共通仕様書1-1-26、27	○		○		測定数が10点未満の場合は作成不要。(ただし、特殊な場合(ダムコンクリート等)を除く) 従来は5点未満が不要
	写真管理	工事写真(概要版)	共通仕様書1-1-26、27	○		○		
		工事写真	共通仕様書1-1-26、27	○		○		
⑥支給品貸与品現場発生品		支給品精算書	共通仕様書1-1-22	○				支給品がある場合に提出する。
		建設機械使用実績報告書	共通仕様書1-1-22	○				建設機械の貸与がある場合に提出する。
		現場発生品調書	共通仕様書1-1-23	○			○	現場発生品がある場合に提出する。
		要求書	共通仕様書1-1-22					支給品、貸与品は、設計図書に明記しており、受注者からの要求書は不要。
		支給材料受領書	契約書第15条3項	○			○	支給品を受領した場合に提出する。
		建設機械借用返納書	契約書第15条3項	○				建設機械の貸与がある場合に提出する。
⑦その他		材料納入伝票	共通仕様書2-1.2 契約書第13条	○		○		
		建退共実績報告書	共通仕様書1-1-49	○		○	○	様式の変更
		建退共証紙受払資料			○			受払簿、出面表、辞退届については検査時に提示する。実績報告書の提出
		社内検査報告書			○			
		イメージアップ	特記仕様書	○		○	○	イメージアップ対象工事の場合に提出する。実施内容は施工計画書に記載する。
		高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況(説明資料)	特記仕様書	○		○	○	高度技術、創意工夫を実施すれば提出できる。
		新技術活用関係資料	特記仕様書	○		○	○	新技術(NETIS)実施工事の場合に提出する。請負者提案の場合は監督職員へ提出する。
		工事完成図書納品書		○		○	○	
		特記で提出が明記されている資料		○		○	○	

仕 様 書

第 1 章 一 般 事 項

1. この仕様書は工事の施工に関する一般事項を示すもので、この仕様書に定めのない事項は別に特記仕様書で定めるものとする。
2. 工事の施工にあたり請負者は建設業法、道路法、道路交通法、騒音規制法、振動規制法、労働基準法、労働安全衛生法、職業安定法、労働者災害補償保険法、緊急失業対策法、河川法、港湾法、消防法、文化財保護法、中小企業退職金共済法、水質汚濁防止法、廃棄物処理法、火薬類取締法、その他関係法規及び注文者の条例、規程等工事の施工に関する諸法令規則を尊重しなければならない。
3. 仕様書（特記仕様書を含む）及び設計図書に疑義を生じた場合は、注文者の解釈による。
4. 仕様書（特記仕様書を含む）、設計図書に明示されていない事項があるとき、又は内容に相互符合しない事項があるときは、双方協議して定めるものとする。但し、技術上当然必要と認められる軽微なものについては、注文者の指示に従い請負者の負担で完全に施工すること。
5. この仕様書中「監督員」とは、当該工事を監督する注文者の指定する職員をいい、契約書、仕様書及び設計図書に定められた事項に範囲内に於いて必要に応じて随時工事に立ち会わせるとともに、請負者に対して指示を行うものとする。
6. 請負者は、指定の日までに注文者の定める様式による書類を提出しなければならない。又工事中は工事日報、材料入手状況、写真及び特に指定した資材の承認事項等についての書類を提出すること。提出した書類に変更が生じたときは、速やかに変更届を提出すること。
7. 工事の施工にあたり、特許権その他第三者の権利の対象となっている施工方法を使用するときは、請負者はその使用に関する一切の責任を負わなければならない。
8. 請負者は善良な労働者を選び、秩序正しい作業を行い、また熟練を要する施工には相当な経験を有する熟練工を使用しなければならない。

請負者は工事の従事者等を十分に監督し、工事現場内における風紀、衛生、火災、盗難等について厳重に取り締まるとともに、特に住民に迷惑をかけないような指導をすること。
9. 注文者は、現場代理人、主任技術者、専門技術者、使用人、労働者等で工事の施工または管理につき著しく不適当と認められる者がある時は、請負者に対してその理由を書面にて明示し、その交替を求めることができる。
10. 請負者は、工事の施工に必要な関係諸官公署及び他企業への諸手続をあらかじめ監督員と打合せの上迅速確実に行い、その経過については速やかに監督員に報告すること。
 - 1 1. 材料及び工事の検査ならびに工事施工を伴う測量、調査、試験、試掘、諸手続等に必要な費用は請負者の負担とすること。
 - 1 2. 注文者は必要に応じて、請負者と協議の上書面にて工期、工事内容または請負金額を変更することができる。

契約を変更する条件とは、次のいずれかとする。

 - イ. 注文者の都合により著しく設計数量を増減し、または主要な工法を変更しようとするとき。
 - ロ. 工事中予期しがたい障害物その他天災等により、原設計に重大な影響を及ぼす事態が発生したとき。
 - ハ. その他請負者の責とは考えられない理由により、工期内に工事を完成することができないとき。
 - 1 3. 注文者は必要があるときは、工事の施工を全部又は一部について一時中止することができる。

その条件とは、次のいずれかとする。

 - イ. 関連工事、天災その他の理由で監督員が必要と認めたとき。
 - ロ. 請負者が理由もなく監督員の指示に応じないとき。
 - ハ. 請負者に不都合な行為があるとき。
 - ニ. その他注文者が指定又は指示したとき。
 - 1 4. 請負者は工事のため、注文者または第三者に損害を与えたときは賠償の責を負わなければならない。但し、天災その他通常請負者のみの責と考えられない場合は、契約約款に基づき協議するものとする。

請負者の使用する労働者の行為またはこれに対する第三者からの求償については注文者は一切その責を負わない。処理については原則として請負者が行なうものとする。
 - 1 5. 工事の目的物に瑕疵があるときは、請負者は引き渡しの日から注文者が定める相当の期間その瑕疵を補償し、またはその瑕疵によって生じた滅失もしくは毀損に対し損害を賠償しなければならない。但し、管工事については、上記期間の経過後といえども通水開始後一年間は同様の瑕疵担保責任を負うものとする。

第 2 章 材 料

1. 工事に使用する材料は、全て日本工業規格(JIS)、日本農林規格(JAS)、日本水道協会規格(JWWA)、日本ダクタイル鋳鉄協会規格(JDPA)、日本水道鋼管協会規格(WSP)、硬質塩化ビニル管継手協会規格(AS)及び日本水道協会型式承認基準等に適合したものと
とする。
但し、規格に無いものは市場品中同等以上のもので、監督員の承認を得ること。
2. 工事材料は、使用前にその品質、寸法等は見本品の検査を受け合格したものであること。
但し、注文者が認める規格証明書を有するものは、検査を省略することができる。
3. 材料検査に際しては、請負者はこれに立会うこと。立会わないときは、請負者は検査に対し異議を申し立てることができない。
4. 検査及び試験のため使用に耐えなくなったものは、所定数量に算入しないものとする。
5. 材料検査に合格したものであっても、使用時になって損傷、変質したときは、新品と取替え再び検査を受けること。不良品について
は、直ちに現場より搬出すること。
6. 使用材料のうち調合を要するものについては、監督員の立会いを得て調合すること。但し、注文者が適当と認めたものは、抜き
り又は見本検査によることができる。
7. 加工して使用する材料については、加工後に監督員の検査を受けること。
8. 材料の保管については、請負者の責任において行い、変質、不良化しないこととする。
9. 工事材料は、工事工程表に基づき、工事の施工に支障を生じないよう現場に搬入すること。
10. 支給及び貸与品は注文者・請負者両者の立会いの上確認した後、受領書又は借用書と引換に支給あるいは貸与するものとする。
請負者は、その形状、寸法が現場に適当でないと認めたときは、その旨を監督員に申し出ること。
11. 支給及び貸与品の品目、数量、受け渡し場所は別途指示する。
12. 支給及び貸与品の運搬並びに保管は、請負者が行なうものとし、その取扱いは慎重に行なうこと。
13. 支給及び貸与品の使用及び加工にあたっては、あらかじめ監督員の承認を受けること
14. 支給及び貸与品の整理簿により、その保管及び使用の状況を常に明らかにすること。
15. 支給及び貸与品を滅失又は損傷したときは、賠償又は原形に復すこと。
16. 貸与品の貸与期間中における維持、修繕は請負者の負担とする。
17. 工事完了後、支給材料の残材及び貸与品については、監督員の検査を受けた後速やかに指定の場所に返納すること。
18. 発生品は指定されている場合を除き、その都度、監督員の指示に従うこと。
19. 石材及び骨材は、全て用途に適する強度、耐久力、摩耗抵抗及びじん性等を有すること。又、形状、寸法は所定のものであるこ
と。
20. 栗石は、天然又は強硬な破砕岩であって、指定された寸法の範囲内で、大小粒が適度に混合されたものとする。
21. 割栗石は、JIS A 5006 に適合するもので、通常径 5～15cm であり、圧縮強さ 300kgf/cm² 以上であること。
22. 碎石は JIS A 5001 (道路用碎石) JIS A 5005 (コンクリート用碎石) に準拠するものであって、良質の原石から製造された強硬
なもので、稜角に富み、偏平又は細長いものを含まない均質なものであること。
23. 砂及び砂利は、清浄、強硬かつ耐久的で、ゴミ、泥、有機物等の有害物を含まないこと。
24. 切込砕砂は、適量の砂を含んでおり、砂利の粒度は大小粒が適当に混じっていること。
25. 材料試験については、JIS による試験方法とする。
26. 工事に使用するセメント及びセメント混合材料は、用途に適合する品質を備えており、同一構造物には同一種類のものを使用す
ること。
27. セメントは次の規格とする。
JIS R 5201 普通ポルトランドセメント
JIS R 5211 高炉セメント
JIS R 5212 シリカセメント
28. セメントの使用に先立ち、品質試験を行ってその適否を決定すること。試験方法は下記による。
JIS R 5201 セメントの物理試験方法
JIS R 5202 ポルトランドセメントの化学分析方法
JIS R 5203 セメントの水和熱測定方法
29. セメント混合材料の品質及び使用方法是土木学会基準、その他の基準による。
30. レデーミクストコンクリートは JIS A 5308 に適合するもので、注文者の承認を受けた工場の製品であること。
31. 土砂は、工事の目的に十分適合する密度、含水量及び粒度組成をもっていること。
土工が工事の主体である場合は、土取位置が指定されていない場合に限り土質試験を行うこと。

第 3 章 土 木 工 事

1) 一般事項

1. 工事について監督員が指示した場合は、承認図及び説明書等を提出し、承認を受けること。
2. 設計図書に記載する寸法は、全て仕上り寸法とする。
3. 工事の施工にあたっては、監督員の指示する標高によること。
4. 構造物は必ず丁張り・定規を設け、監督員の点検を受けた後、工事を施工すること。

2) 仮設工

1. 仮設工の位置及び構造は、あらかじめ図示して監督員の確認を受けること。
 2. 監督員が仮設工の必要箇所、構造、体裁等について指示した場合は速やかに施工すること。
 3. 仮設構造物は工事施工中の各段階毎に作用する応力に十分耐えられるものとし、接続部、交差部、支承部は特に入念に施工すること。
 4. 仮設構造物は、常時点検し必要に応じて修理補強し、その機能を十分発揮できるようにすること。
 5. 工事区域内は排水を完全に行えるよう十分な水替設備を設け、水を滞留させないように注意し、排水は必要に応じ沈砂槽を設けて土砂を流さないようにすること。
 6. 水替は工事の進行に支障をきたさないよう必要に応じて昼夜を通じて実施すること。
 7. 工事使用区域は、工事期間中指定された規格、寸法、彩色を有する柵又は塀を設置し、周囲と区分すること。
 8. 柵又は塀を設置した箇所に車両を出入りさせる場合は、標識設備を置くとともに交通整理員を置き、誘導又は見張りをさせること。
 9. 土留工は、これに作用する土圧及び施工期間中における降雨等による条件の悪化に耐え得る材料、構造とすること。
10. 土留の位置及び構造はあらかじめ十分検討したうえ堅固に築造し、常時良好な状態を保つよう手入れすること。

3) 土 工

1. 掘削又は切取りは施工に先立ち、既存の施工区域全般にわたる地上及び地下構造物を調査し、それらに損傷を与えないよう注意しなければならない。
 2. 掘削又は切取りは、遣り方に従って所定の法勾配に仕上げる。仕上り面に切り株、転石等が露出して取り除くことが困難な場所及び取り除くことが保守上不適当と思われる箇所は、監督員の指示により処理すること。
 3. 切取り箇所の湧水又は法面崩壊のおそれのある場合は、速やかに処理すること。
 4. 予期しない不良土、埋設物、沈埋木等がある場合は、監督員の指示により処理すること。
 5. 既設構造物に接近した場所の掘削は、これらの基礎を緩めたり又は危険を及ぼしたりすることのないよう、十分な保護工をすること。
 6. 岩盤に直接基礎を設ける場合は、丁寧に切均し、岩盤の表面が風化している時はこれを安全に取り除き、又表面が傾斜している時は、階段状に切均すこと。
 7. 埋戻し及び盛土は、指定する材料を使用し、ゴミその他の有害物を含んでいないこと。
 8. 埋戻し及び盛土は一層 30cm 以下に敷均し、十分締め固め、必要に応じて適当な余盛をすること。
 9. 構造物の裏込め及び構造物に近接する場所の施工は、入念に施工するとともに構造物に損傷を与えないよう注意すること。
10. 埋戻しをするときは、切込砂利（碎石）、砂等、監督員の承認を受けた材料を使用すること。
11. 埋戻し及び盛土箇所は作業開始前に型枠、仮設物等の残材を取り払い、清掃しなければならない。
 12. 残土は原則として注文者の指示する場所まで運搬し処理すること。指示のない場合は自由処分とする。処理先は監督員に報告すること。
 13. 運搬にあたっては荷台にシートをかぶせる等、残土をまき散らさないように注意すること。
 14. 処分地は災害を防止するための必要な措置を講じること。
 15. 処分地の借地、補償、仮設物の架け払い等に要する一切の費用は請負者の負担とする。
 16. 盛土法面は、遣り方に従って法尻より水平に一層づつ締め固めること。
 17. 土羽打ちは、法面の不陸を均した後、土羽板で十分たたき固め平滑に仕上げること。

4) 基礎工

1. 木杭はまっすぐな生松を用い、現場で皮はぎをおこない、その先端は角錐形に削り地質の硬さに応じて鈍角にすること。
2. 設計深度に到達する以前に打ち込み不能になった場合は、監督員の承認を受けた後、杭頭を切断すること。
3. 杭打止め沈下量、支持力の測定について監督員が指示した場合は、速やかに記録を提出し承認を受けること。

5) 型枠工

1. 型枠は原則として木製又は鋼製とする。
2. せき板は打ち込み前に、剥離材を塗布しなければならない。
3. 型枠の角には必要に応じて適当な面取り材を付けること。
4. そり、ひねり、凸凹、補修不完全、その他監督員が不良と認めた型枠は使用してはならない。
5. 型枠は、コンクリートがその自重及び工事施工中に加わる荷重を支持するに必要な強度に達するまで、これを取り外さないこと。
型枠の存置期間及び取り外し順序は監督員と協議をすること。

6) 鉄筋工

1. 本工事に使用する鉄筋は、JIS G 3112 に適合したものと、これに示していない鉄筋を用いる場合は監督員の承認を得ること。
2. 鉄筋は加熱して曲げないこと。やむを得ず加熱するときは、あらかじめ監督員の承認を受けること。
3. 鉄筋は正確な寸法に加工し、組立前に浮さび、泥等を除去し、配筋図に従って正しい位置に配置し、打設時に遊動しないよう適当な組立鉄筋ブロック等を用い、十分堅固に組立てること。

7) コンクリート工

1. コンクリート工及び鉄筋コンクリート工で次に示されていない事項については、土木学会制定の「コンクリート標準示方書」に準拠すること。
2. 本工事に使用するセメント及びセメント混和材料は用途に適合する品質を備えており、同一構造物には同一種類のものを使用すること。
3. セメントは、JIS R 5210 に規定する普通及び早強ポルトランドセメントを使用し、幾分でも風化凝固したものを用いてはならない。
4. 水は油、酸、塩類、有機物等コンクリートの品質に悪影響を及ぼす物質の有害量を含んでいてはならない。
5. 細骨材は清浄、強硬、耐久적であって、適当な粒度をもち、泥、ゴミ、有機物の有害量を含んでいないこと。その粒度は土木学会「コンクリート標準示方書」の規準による。
6. 粗骨材は清浄、強硬、耐久적であって、適当な粒度をもち、薄っぺらな石片、有機物等の有害量を含んでいないこと。その粒度は土木学会「コンクリート標準示方書」の規準による。
7. 細、粗骨材はそれぞれ別々に貯蔵するとともに、ゴミ、雑物等の混入を防ぐようにしなければならない。
8. コンクリートの配合は、所要の強度、耐久性、水密性及び作業に適するウオカビリティーをもつ範囲内で、単位水量ができるだけ少なくなるように示方配合を現場配合に直し、試験によって決定すること。
9. コンクリートは原則として生コンクリートとするが、軽易な工事で監督員の承認を受けた場合は、現場機械練りとすることができる。
10. コンクリートを打ち込む前には、打設場所を清掃し、全ての雑物を取り除くこと。
11. コンクリート打設に際しては、型枠、鉄筋の組立その他施工設備について監督員の点検を受けること。
12. コンクリートの運搬又は打ち込み中に材料の分離を認めたときは、練り直して均等質なコンクリートにすること。
13. 打設中及び打設後パイプレータ又は突棒により十分に締め固め、鉄筋の周囲及び型枠の隅々までよく行き渡るようにすること。
14. コンクリートは打ち込み後、低温、乾燥ならびに急激な温度変化等による有害な影響を受けないように十分養生すること。養生方法、日数については監督員と十分協議すること。
15. コンクリートの打ち継目は原則として水平継目とすること。
16. 水密構造物の打ち継目は漏水のないよう入念に施工すること。特に、打ち継目に止水板等を挿入するときは監督員の承認を受けること。
17. 工事中コンクリートの均等性を高め、又所定のコンクリートの品質を維持するため、次の試験を行うこと。
 - (1) 骨材の試験
 - (2) スランブ試験
 - (3) 空気量試験
 - (4) コンクリートの単位容積重量試験
 - (5) コンクリートの圧縮試験
 - (6) 海砂中の塩分含有量の試験
 - (7) その他、監督員の指示する試験

第 4 章 管 布 設 工 事

1) 一般事項

1. 管布設に際しては、平面位置及び土被りは設計図により正確に決定し、必要に応じて地下埋設物、その他の障害物を確認し、監督員と協議の上布設位置を決定すること。

2) 掘削及び埋戻

1. 掘削は交通、保安設備、土留、排水、覆工、その他必要な諸般の準備を整えた上、着手すること。
2. 一施工区域の長さは、関係官公署又は監督員の指示によること。
3. 掘削断面は、掘削標準図による。
4. 埋戻完了時間が制約される工事箇所掘削は、制約時間内に埋戻が完了できる範囲内とする。
5. 掘削土は、表土又は舗装部を取り除き下層土と混じらないよう処理すること。
6. 掘削底面に岩石、コンクリート塊等硬い突起物が出てきたときは、管底より **10cm** 以上は取り除き砂等で置き換えること。
7. 機械掘削をする場合は、施工区域全般にわたり地上及び地下施設物に十分注意しながら行うこと。
8. 掘削中、埋設物が認められたときは、監督員に報告しその指示を受け施工すること。
9. 埋戻は、所定の土砂を用い片埋めにならないように注意しながら、厚さ **20cm** 以下毎に十分締め固めること。
10. 埋戻に際しては、管その他の構造物に損傷を与えたり、管の移動を生じたりしないよう注意して行うこと。
11. 管の下端、側部及び埋設物の交差箇所の埋戻、突き固めは特に入念に行い、沈下の生じないようにすること。
12. 石綿管の埋戻に際しては、管の周囲は特に良質土砂等で行い固いものがあつてはならない。

[鑄鉄管の布設]

1. 鑄鉄管の取扱いについては、次の事項を厳守すること。
- 1) 管を積み下ろしする場合は台棒等を使用し、滑り下ろすか巻き下ろすか又はクレーン等で2点吊により行うこと。
 - 2) 管の運搬又は巻き下ろしする場合は、クッション材を使用し管を損傷させないよう十分に注意すること。
 - 3) 保管にあたっては、転がり止めをあて、保安上安全を期すこと。
2. 管の据付に先立ち、十分管体検査を行い、亀裂、その他の欠陥の無いことを確認すること。
3. 管の吊り下ろしにあたって土留用切梁を一時外す場合は、適切な補強を施し、安全を確認の上施工すること。
4. 布設は原則として、低所から高所に向け配管し、受け口は高所に向けること。
5. 管の据付にあたっては、管内部を十分清掃し、水平器、型板、水系等を使用し、中心線及び高低を確定して移動しないようにする。又、管鑄出文字は上向きにして据付をする。
6. 直管では、一定以上の角度をとって曲げ配管をしないこと。
7. 一日の布設作業完了後は、管内に土砂、汚水等が流入しないように盲蓋等で管末端をふさぐこと。又管内には綿布、工具類等を置き忘れないように注意すること。
8. 配管作業（継手接合を含む）に従事する技能者は、豊富な実務経験を有し熟練した者が作業すること。又腕章等にて確認ができること。

9-1. メカニカル接合（A・K形）

- 1) 接合に先立ち、挿し口端から **40cm** の部分の外面及び受け口の内面押輪及びゴム輪等に付着している油、砂、その他の異物は完全に取り除くこと。
- 2) 挿入作業にあたり、まず挿し口とゴム輪に滑剤を十分塗布し、押輪とゴム輪はその方向を確認してから、一旦挿し口に挿入する。次に受け口に対し静かに挿し口を挿入し、挿し口端と受け口との標準間隔が **3mm** となるよう固定し、ゴム輪を受け口へ密着させ、受け口側より挿入して、押輪をナットで締めながらさらにゴム輪を押し込んでいく。
- 3) 挿し口が変形している場合は、矯正機を使用してゴム輪に無理のないように接合すること。
- 4) 各ボルトを締める場合は、まず上下のナット、次に両横のナット、次に対角のナットの順にそれぞれ少しづつ締め、押輪面と挿し口端との間隔が全周を通じて同じになるように十分注意しながら行い、これを繰り返し完全な締め付けを行うこと。
- 5) メカニカル継手は必ずトルクレンチにより所定のトルクまで締め付けること。トルクレンチは定期的に検査を受けたものであること。鑄鉄管の締め付けトルクは次のとおりとする。

呼び径 (mm)	ボルト寸法 (mm)	締め付けトルク (kg.fcm)	摘 要
7 5	M 1 6	6 0 0	
1 0 0 ～ 6 0 0	M 2 0	1 0 0 0	
7 0 0 ～ 8 0 0	M 2 4	1 4 0 0	
9 0 0 ～ 2 6 0 0	M 3 0	2 0 0 0	

- 6) 水圧試験時に継手より漏水した場合は、全部取り除き十分清掃してから接合のやり直しをすること。

9-2. メカニカル接合（SⅡ形）

- 1) 接合に先立ち、挿し口端から **50cm** の部分の外面及び受け口の内面押輪及びゴム輪等に付着している油、砂、その他の異物は完全に取り除くこと。
- 2) ロックリング絞り器具を利用してロックリングを絞り、受け口溝内に密着させた状態で、ロックリング切断面の隙間を測定し記録しておくこと。
- 3) 挿し口外面、受け口内面及びゴム輪内面にむらなく滑剤を塗布すること。
- 4) 接合にあたっては、バックアップリング方向を確認し、白線の受け口端面の位置に合うように挿し口を挿入すること。

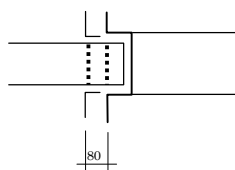


挿し口白線の位置

管 径 (mm)	一般挿し口 (a)	長尺継ぎ輪挿し口用 (a)	摘 要
1 0 0	1 3 5	3 0 0	
1 5 0 ～ 2 5 0	1 5 0	3 0 0	
3 0 0 ～ 4 5 0	1 7 5	3 7 5	

- 5) ロックリングを受け口溝内に密着させ、ロックリング分割部の隙間を測定し、受け口、挿し口の挿入前に測定した隙間との差が±**1.5mm** 以下であることを確認し、バックアップリングを受け口と挿し口の隙間にロックリングに当るまで挿入すること。なお、バックアップリングの切断面は、ロックリング分割部に対して **180°** ずれた位置にすること。

- 6) ゴム輪、押輪、ボルトを所定の位置にセットのうえ仮締めをし、受け口端面と白線の端面側までの間隔が規定寸法（80mm）になるようにすること。

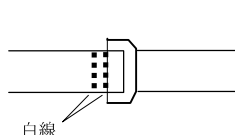


- 7) 受け口端面と押輪の間隔が広い箇所から順次対角位置のナットを少しづつ締め付けること。最後に全部のナットが標準締め付けトルク(10kg.f.m)に達しているかを確認すること。

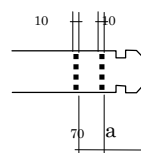
- 8) 水圧試験時に継手より漏水した場合は、全部取り除き十分清掃してから接合のやり直しをすること。

9-3. メカニカル接合（N S形）

- 1) 接合に先立ち、挿し口端から 30cm の部分の外面及び受け口の内面押輪及びゴム輪等に付着している油、砂、その他の異物は完全に取り除くこと。
- 2) ロックリング心出し用ゴムを清掃して、受け口の所定の位置にしっかりと張り付かせる。
- 3) ロックリングを清掃して、絞り器具でロックリングを絞った状態を保ちながら、溝内でロックリングの心出し用ゴムの上に正しくセットする。分割部の位置はどこでも良い。
- 4) T形継手の接合の要領と同様に、ゴム輪を受け口内面の所定の位置に装着する。このとき、ゴム輪がNS形用のものであることを表示マークで必ず確認すること。
- 5) 滑剤をゴム輪の内面及び挿し口外面のテーブ部から白線までの範囲にむらなく塗布する。次に、ジャッキ等で操作し、ゆっくり挿し口を受け口に挿入する。その場合、挿し口外面に表示してある2本の白線のうち、管端よりの白線の幅の中に受け口端がくるように合わせること。（挿入の際、バックホウなどの強力な機械で管を挿入しないこと。）



挿し口白線の位置



管 径 (mm)	挿し口 (a)	摘 要
7 5	1 6 7	
1 0 0	1 7 2	
1 5 0	1 9 5	
2 0 0	1 9 5	
2 5 0	1 9 5	

- 6) ゴム輪の位置確認のため、受け口と挿し口の隙間に薄板ゲージを差込み、その入り込み量が他の部分に比べて異常に大きい場合は、継手を解体して点検すること。

- 7) 水圧試験時に継手より漏水した場合は、全部取り除き十分清掃してから接合のやり直しをすること。

1 0. フランジ接合

- 1) フランジ面及びガスケット溝を清掃し、異物を確実に除去すること。
- 2) ゴムパッキンは、移動を生じないように固定しながら両面を密着させ、ボルトを片締めにならないように全周を通じて均等に締め付けること。

- 1 1. 埋戻に先立ち、請負者は必ず継手の状態、ボルトの締め付け状態を再確認すること。

- 1 2. 管接合完了後、接合部及び管体外面の塗料の損傷箇所には、防錆塗料を塗布すること。

[ポリエチレン管の布設（E F 受け口型継手の融着接合）]

1. 管の切断

- 1) 管に傷、汚れ等がないか点検し、管に付着している土や汚れをペーパータオル（JK ワイパーまたはキムワイブ）で清掃すること。有害な傷がある場合はその箇所を切断、除去すること。
- 2) 管軸に直角に切断標線を記入し、標線にそってパイプカッターまたは丸のこ等で、切断面の食い違いがないように注意して正確に切断すること。なお、斜め切は 5mm 以内とする。

2. 融着継手

- 1) 管挿し口部の外表面の土や汚れをペーパータオルで落とす。
- 2) 管挿し口からスクレープに必要な長さを測り、管軸にマジックインク等で標線を記入する。
- 3) 標線から管端までをマジックインク等で一周にかけ「なみ線」を描き、以降行うスクレーパーでの表面切削の際十分削れたかの「めやす」とする。
- 4) 管挿し口部を専用の回転式スクレーパーもしくは専用のハンドスクレーパーで、標線の手前まで管外表面を一度剥く程度削る。このとき削りすぎには十分注意する。
- 5) 管に有害な傷がないことを確認する。傷がある場合は管を切断除去し、再度融着面を切削する。次に、E F 受け口内面及び挿し口切削融着面をアセトン等を染込ませたペーパータオル（JK ワイパーまたはキムワイブ）で清掃する。（融着面の油脂等が完全に拭き取られていることを確認すること。）

6) クランプ固定

- (1) 管挿し口から必要な長さを測り、管軸に直角にマジックインクなどで標線を記入する。
- (2) 融着面の切削、アセトン清掃済の管挿し口をE F 受け口に挿入する。このとき必ず標線まで挿入すること。
- (3) 管の接続部が斜めにならないようにクランプを装着する。このときクランプを十分締めること。

7) 融着

- (1) 融着にあたっては、地下水の流出の多いところでは排水を十分に行うこと。雨天時は原則として融着作業を行わない。
- (2) 異なる品種のポリエチレン材料を融着する場合は、製造者に融着適合性を確認すること。
- (3) コントローラの電源を入れ、融着前点検を行う。点検については製造者の示す点検表による。
- (4) 融着終了後、出力ケーブルのコネクターを取り外し、インジケータが出ていることを確認する。なお、インジケータが出ていない場合は、継手部を切り取ってやり直すこと。

8) 冷却

- (1) 製造者より示された標準冷却時間までクランプを装着したまま放置冷却し、その間管を動かしたり無理な力をかけてはならない。（水等をかけたりして冷却してはならない。）冷却終了後、クランプを取り外す。

[鋼管の布設]

1. 鋼管の取扱いについては、次の事項を厳守すること。

- 1) 塗覆装面及び開先に絶対損傷を与えないこと。
- 2) 管を吊る場合は、ナイロンスリング又はゴムで被覆したワイヤロープ等で安全な吊り具を使用し、塗覆装部を保護するため原則として両端の非塗装部に台付けをとる2点吊りにより行うこと。
- 3) 管の支保材、スノコ等は据付直前まで取り外さないこと。
- 4) 小運搬の場合は、管を引きずらないこと。転がす場合には注意して行い、方向を変える場合は吊り上げて行うこと。
- 5) 内面又は内外面被覆している管を使用の時は、保管場所に注意して、被覆材が硬化しないようにすること。
- 6) 輸送中又は工事中に落下などの強度の衝撃が加わった場合は、内外面の状態を確認の上施工すること。

2. 溶接接合

- 1) 溶接方法、溶接順序、溶接機、溶接棒の詳細については、着手前に報告すること。
- 2) 現場溶接に従事する溶接工は **JIS Z 3801** (溶接技術検定における試験方法並びにその判定基準)、**JIS Z 3821** (ステンレス鋼溶接技術検定における試験方法並びにその判定基準) に規定された試験に合格した者、又はこれと同等以上の有資格者とする。同等以上の資格には、石油学会基準 **JPI 7S-31**、日本海事協会(NK)規格、労働省、通商産業省による資格等である。
- 3) 溶接部は十分に乾燥させ、錆、その他有害のものはワイヤブラシその他で完全に除去し、清掃してから溶接を行うこと。
- 4) 溶接は全てアーク溶接とし、適切な溶接棒、溶接電流及び溶接速度にて施工すること。
- 5) 溶接部には、有害な次の欠陥が無いこと。尚、その判定については **JIS Z 3104** (鋼溶接部の放射線透過試験方法及び透過写真の等級分類方法) 3級以上とする。
① 亀裂 ② 溶込み不良 ③ アンダカット ④ ブローホール ⑤ スラッグの巻き込み
⑥ 融合不良 ⑦ 内面へこみ ⑧ 溶落ち ⑨ 芋虫状気孔 ⑩ 中空ビード ⑪ 割れ

3. ねじ継手接合

- 1) ねじ山に付着した切削油や切粉、ゴミ又異物を十分取り除いたのち、管の切断面とねじ部及び継手ねじ部に刷毛で防食剤を均一に塗布すること。
- 2) 接合する時にシール材(液状ガスケット、シール用テープ)を用いて、継手部にねじ込むこと。締め付けはチエントルク又はパイプレンチなどを用いて行うこと。
- 3) ねじ込みの際に管や継手の外面に生じた傷は、防食剤や塗料などを塗布して補修すること。又必要に応じて腐食防止の効果を高める工法等を協議すること。
- 4) 他管種との接続については監督員の指示に従うこと。

4. フランジ接合

- 1) フランジ面及びガスケット溝を清掃し異物を確実に除去すること。
- 2) ゴムパッキンは移動を生じないように固定しながら両面を密着させ、ボルトを片締めにならないよう全周を通じて均等に締め付けること。

[硬質塩化ビニル管の布設]

1. 硬質塩化ビニル管（以下〔塩ビ管〕という）の取扱いについては、次の事項を厳守すること。

- 1) 塩ビ管の運搬は慎重に取扱い、放り投げたりしないこと。
- 2) トラックでの運搬は原則として長尺荷台のトラックを用い、横積みして固定すること。
- 3) 塩ビ管を横積みで保管する場合、平地に積上げ、高さを **1m** 以下とし崩れないようにすること。
- 4) 保管場所はなるべく風通しのよい、直射日光のあたらない所を選ぶこと、又高熱により変形する場合があるので、特に火気類に注意し、温度変化の少ない場所に保管すること。

2. T S 接合

- 1) 接合に先立ち、受け口内面及び挿し口外面は乾いた綿布（ウエス）等で十分拭き取り、油分、水分が付着していないこと
- 2) 管は管軸に直角に切断し、ヤスリで仕上げ外面をわずかに面取りすること。
- 3) 管端より受け口長さを測り管体にマジックインク等で標線を記入すること。
- 4) 接着剤塗布前に管を継手に軽く挿入して、挿入長、内外径をチェックし、不十分であれば継手を取り替えること。
- 5) 接着剤を標線以上にはみ出さないように、刷毛で薄く、塗り漏らしの無いように塗り、接着剤が乾燥しないうちに管を一気に挿入し、**30～60 秒**そのまま押さえ付ける。接合部には無理な力を加えないこと。はみだした接着剤はただちに拭き取ること。
- 6) ベンド部においては、要所に離脱防止金具等で抜け防止を施工すること。

3. R R 接合

- 1) 接合に先立ち、受け口のリング溝部や挿し口外面などに、ゴミ、砂などの異物が付着していないか確認し、受け口リング溝部にゴム輪を正しく装着すること。
- 2) 挿し口及び継手のゴム輪に、刷毛又は綿布（ウエス）等で滑剤を十分に塗布すること。滑剤は塩ビ管専用のものを使用すること。
- 3) 滑剤を塗り終わったら直ちに挿入機等で標線まで管を挿入すること。挿入後全円周にわたって、ゴム輪が正常な状態か十分に確認すること。
- 4) ベンド部においては、要所に離脱防止金具等で抜け防止を施工すること。

管の切断

1. 管の切断にあたっては、所要の切管長及び切断箇所を正確に定め、切断線の標線を管全周に入れること。
2. 管の切断は管軸に対して直角に行うこと。
3. 切管が必要な場合には、残材を調査して極力残材を使用すること。
4. 切断する場所付近に可燃性物質がある場合は、保安上必要な措置を行った上で十分注意して作業すること。
5. 鋳鉄管の切断は切断機で行うこと。異形管は切断しないこと。
6. 切断機の使用に際しては、騒音に対して十分な配慮をすること。
7. 鋼管の切断は切断線を中心に、巾 30cm の範囲で塗覆装を剥離させ標線を表示して行うこと。切断中、管内外面の塗覆装の引火に注意し適切な措置を行うこと。
8. 管の切断面については、それぞれの管と接続しやすくなるような管端処理を必ず行うこと。
9. 塩ビ管については塩ビ管布設の項を参照のこと。
10. 石綿セメント管の切断は、金鋸又は切断機で丁寧に行い、切断面をヤスリ等で平らに仕上げ、外周面は所定の面取りをすること。尚、切断にあたっては安全に十分注意すること。

石綿セメント管の処理

1. 石綿セメント管の切断、破砕、穿孔等の作業については、発じんにより労働者等への石綿粉じんのばく露の可能性があるので、請負者は労働者等への障害防止を十分留意すること。
2. 石綿セメント管を廃棄する場合は、産業廃棄物の処理基準に基づく処理を行う必要があるので、監督員と十分協議した上、適切に処理すること。
3. 前項の外で細部にわたる事項については、監督員と十分協議してその指示に従うこと。

弁類の据付

1. 弁類の取扱いについては、次の事項を厳守すること。
 - 1) 弁類は、台棒、角材等を敷いて水平に置き、直接地面に接しないようにすること。又吊り上げる場合は損傷を与えない位置に台付けを確実にとること。
 - 2) 直射日光やほこり等を避けるため屋内に保管すること。又屋外で保管する場合は必ずシート類で覆い保護すること。
2. 仕切弁、空気弁、消火栓、泥吐弁等の据付位置は、設計図又施工標準図に従い、細部については監督員の指示によるものとする。
3. 据付は前後の配管又は側管の取り付けに注意し、垂直又は水平に据え付けること。
4. 仕切弁の据付は、重量に見合ったクレーン又はチェンブロック等を準備し、安全確実にを行い、開閉軸の位置を考慮して方向を定めること。
5. 空気弁、消火栓の据付は管フランジに密着させ、パッキンの締めつけの状態、管の開閉調子等を点検しながら行うこと。不良品の場合は入れ替えること。
6. 鉄蓋類は構造物に堅固に取り付け、かつ路面に対して不陸の無いようにすること。
7. 弁きょうの据付は、沈下、傾斜及び開閉軸の偏心を生じないように入念に行うこと。又コンクリート二次製品等は設計図に従い、据付面は均一なものにしておくこと。

管防護及び防露工（保温工）

1. 管分岐点、曲管及び弁栓類には不平均力が働くので、それを防止するため、コンクリートによる防護工を行う場合がある。その場合には、設計図に基づき所定の大きさにすること。又離脱防止金具等を取り付けて、コンクリートによる防護を省くこともある。
2. 前項以外の場合においても、監督員の指示があればその指示に従うこと。
3. 寒冷地における管の凍結防止のため、防露工（保温工）を行うものとする。
その仕様については設計図・図面又は、監督員の指示によるものとする。

路面復旧

1. 路面復旧は「水道工事標準仕様書」（1986 年度版、日本水道協会発行）及び道路管理者の仕様書や指示条件等による他、日本道路協会発刊の「アスファルト舗装工事共通仕様書」「アスファルト舗装要綱」・「セメントコンクリート舗装要綱」等に準拠して施工すること。
2. 前項の外で細部にわたる事項については、監督員と十分協議してその指示に従うこと。

通水試験

1. 管布設後は、各区域を設定し仕切弁から仕切弁の区間を閉止し、監督員立会の上通水試験を行うこと。
試験に要するメーター、ポンプその他の設備等の費用は、請負者の負担とする。
2. 試験水圧は 7.5kgf/cm^2 (0.736Mpa) 以上とし、漏洩を検査する。漏洩あるときは請負者の負担で管の取り替え修繕を行い、再検査を受けること。
3. 全工事終了後、通水試験ならびに管掃除を行う。通水試験に対しては徐々に弁を開き管内に水を入れる。この際管内の空気は空気弁、消火栓等によって逃がすものとする。管に満水すると消火栓等を閉塞し、24 時間そのままにしておく。この間に漏水の有無を調査し、万一漏水ある場合は、監督員の指示に従って手直しを行う。
4. 通水試験完了後、監督員の指示に従い、各所の消火栓、管末、排泥弁を開き管内の水を放出して管内の掃除を十分に行うこと。